

中日伝統の「家」相続制度の比較

China and the Japanese traditional family inheritance system

申 秀逸

Shen xiuyi

要旨 本文は現代両国の「家」に大きな影響を与えていた中国明清時代に普遍的に存在していた「同居共財」という関係下の「家」と、日本近世（江戸時代）における武家の「家」を対象に、その概念、相続の内容と形態上の種々の相違を明らかにした。さらに、両国における伝統的な「家」相続制度が及ぼす現代への影響を総括した。

はじめに

日本近代産業の基礎となった要素の一つは明治前後の多数の家族企業であった。そして、日本では、無数の歴史のある産業や、伝統のある民俗芸術・民間工芸などは、今日まで残っていて、百年以上の企業と商店がよく見られることも珍しくない。しかし、中国はなかなかここまでやれない。これらのことは、両国の「家」の特質とかかわりがあると考えられる。

現代日本の家庭、ひいては会社という組織の仕組みに多大な影響を与えたのは近世武士の「家」であるといっても過言ではなかろう。同じく現代中国において、とくに農村部では、伝統的な「家」の仕組みがまだよく残っている。ここで、日本の近世と、それと同時代の中国の明清時代の「家」を取り上げて、その違いを比較しながら分析してみたい。

中国では「不孝有三、無後為大」（孟子離婁）という言葉が示すように、己かぎりで血筋の絶えることは、己にとって最大の不幸であるのみならず、父祖に対しても最大の不孝であった。日本近世の武士社会では、相続人がいないということは、「家名」の断絶ということを意味する。「家」を存続させる点においては、中日両国の考えはほぼ一致しているが、「家」の概念、そして相続の内容と形態においては異なるところもあった。これらの違いは現代に違った影響をもたらしてきた。

1. 中日の「家」の概念

近世の武士社会においては、家は広義的に言う「イエ」＝藩と狭義的に言う「家」があった。狭義的な「家」とは、つまり、石井良助氏のいう武家法での「家」であって、家長すなわち、当主と配偶者およびその直系尊属を本体とし、所帯を共同にする血族団体をいう。時にはこれ以外の傍系親族が「家」に包含されることもあるが、これを総体して厄介と呼んだ。「家」の当主はその家族の身分上の地位の変動に関する願いおよび届につき、「家」を代表して願人となり、また届人となる権利と義務を有したのである。この意味で、家族の重要な身分的変動に関する同意権を有したのである⁽¹⁾。

中国の家も広義と狭義において二つの意味を持っている。滋賀秀三氏は、中国の家族制に関する体系的著書『中国家族法の原理』で、次のように述べている。

広義においては、家系が同じである人々を総称して家といい、「宗」と同義である。「宗」

とは、女系を排除した親族概念である。すなわち、共同祖先から分かれ出た男系血統のすべてを総括してこれを一つの「宗」という。熟語として「宗族」「同族」「族人」「族党」などを用いる。「宗」の字は血統秩序を指す概念的な語感が強いのに対して、「族」・「党」の字はその血統に属する人々を指す現実的な語感が強いと言える。中国人は、いずれかの「宗族」に属する。「宗族」は姓を同じくし、「宗」を同じくし、かつ、祭祀を同じくする男系血族団体であり、自然発生的団体である。同一「宗族」の結合は極めて固い。現実の家族共同生活から分離したあとでも、なお兄弟意識・同族意識が失われないところに、宗族結合の観念的基礎があったのである。狭義における家計をともにする生活共同体を称して「家」という。これが普通に家族として取り上げる単位で、そして法律が一戸として把握しようとした概念がこの意味における家である。家計をともにするという関係自体を一つの法概念としてとらえる「同居共財」—ないしその同義語として「同居」「共財」「同財」などという言葉である⁽²⁾。

そこで、本稿では狭義の「家」、つまり、中国で普遍的に存在していた「同居共財」という関係の中の「家」と、日本近世武士の「家」を比較の対象として取りあげたい。

2. 相続の内容

日本語の「相続」に当たる中国語は、「継承」「承継」である。しかし完全に日本語の意味する「相続」とは合致しない。「継」について、多くは人名を目的語にとる。すなわち、「継」の目的語は個人で、「人」を継ぐのである（人を継ぐのについて、筆者は主に血統、精確に言えば遺伝子の継承だと思う）。「承」については、二つの用法に分かれている。第一には、祭祀を意味する言葉を目的語にとる。第二には、財産を意味する言葉を目的語にとる⁽³⁾。

滋賀氏の調査によれば、祖先祭祀に関して、中国では「そのような祭は家長がするか、誰でもよいのか＝晩輩の者なら誰でもよい、特に家長に限るという祭はない＝然り」と言われているように祭祀は決して家長という地位に結びついた職責ではなかった。すべての男性は自己の父祖を祭り、すべての人間は男系子孫によって祭られるというのが、中国における祖先祭祀の観念であったのである。それはあくまでも人対人の関係であった。ただ、兄弟は祭るべき父を同じくし、従兄弟は祭るべき祖父を同じくする。同じ対象を祭る者が複数いる時、彼らは共同して行事を行う⁽⁴⁾。

祖先祭祀に対して、日本において、儒教の影響によって生じたものでありながら、「当主」の責任において行う家の行事で、しかも、概念上も細かいところも元来の中国とは異なっている。

「家」の永続、祖先祭祀の継続を目的とするものであるといわれているように、伝統中国における家相続の本質は、祖先祭祀であり、人格の相続である。

日本の武家において、中田薫博士は「徳川幕府の封建法において家督相続というのは、家督たる地位或いは権利の相続でもなく、又、家名の継承でもない。まったく家名と結合した世封世禄の継承に他ならないのである」として、相続が家督・跡式でも封禄（遺領・跡式）の相続であったとしている。そして近世の武家においては、跡式が主たる対象としてであり、それに付随するものが家名である。また祭祀相続の概念は、跡式・家名相続に対して従う地位でしかなかったものとして、封禄の取上げが家名の断絶となり、封禄の再

給が家名の再興で、家督という語が世封世禄を意味している⁽⁵⁾。このような状況の中で、武士にとって家を受け継ぐこと（家督相続）は、封禄を相続することであった。少なくとも武士の相続において、相続されるものの中核は、封禄であったと言ってよい。

石井良助氏は、近世における相続の支柱は、武士・百姓・町人を問わず、家業の相続であったと主張し、同時に、中田説と同じく、封禄相続と名字（家名）相続の両観念を含んでいるとの立場もとっている。その根拠として、家の断絶である封禄の召し上げを家名断絶とし、その再興を名跡相続としたことをあげている。また、それに付随して祭祀相続の観念が存在したとしている。ただ、石井氏は、これらの基礎として家業の観念があったことを強調している。石井氏が家業に固執するのは、次の理由による。たとえ、俸禄が相続の重要な対象であったとしても、それはあくまで、奉公の対価として与えられるものに過ぎず、その根底には、奉公、すなわち家業（仕官）が存在したからである。中世に引き続き、近世でも武士の家の相続は主君に対する奉公、すなわち家業の相続であり、この家業・奉公に対し、はじめて俸禄が付与されたとしている⁽⁶⁾。

法制史家の服藤弘司氏は、中田説に対して賛成しているが、ただ封禄の相続というのではなく、先祖の勲功に基礎をおく家禄の相続であるとしている⁽⁷⁾。

鎌田浩氏は、武士相続に特有の相続対象につき、次のように説く。当時の武士の家は、「主君との間の奉公義務と、それに対応する封禄受益権を中心とするものであり、かかる特殊な性格をもった家の象徴として家名が存在する。前二者は同一平面上の対応関係にあるが、後者はその存在の平面を異にする。しかし、三者は相互に関連し合った切り離し得ないものである。したがって、奉公・封禄・家名のいわば三位一体的三者こそが武士における相続対象ということになる」としている⁽⁸⁾。

以上、相続の対象についての学説をあげたが、これらの説を考察すれば武士相続の対象となるもののうち、中核をなすものが封禄であることは、多くの学者がほぼ共通して認めている。換言すれば、近世の相続は、封禄相続と家名相続の両観念を含み、祭祀相続の観念もなかったわけではないが、その中で重んぜられたのは封禄の相続であった⁽⁹⁾。

3. 相続の形態

3.1 中国の「同居共財」と均等分割制

中国の明清時代において、「同居共財」の関係は人の死によって解消しない。父が死亡することは、共財集団からただ一員が去ったことを意味するに過ぎない。中国人の法意識によれば、個人の人格は、その者に後継者（息子または養子）がいる限り、肉体の死によって消滅せず後継者の内に生き続ける。一人の父親を代表とする家庭には、何人かの息子による「房」（小さな核家族）が含まれている。各「房」の地位は基本的に平等である。そして、「同居共財」の形で生活を営む⁽¹⁰⁾。

中国において、どういう理由で家を分けたのか、そして家産をどのように分割していたのであろう。

個人の勤惰および消費に対する心掛けに良否があるとき、勤勉儉約の者は損をし、怠惰で濫費する者は得をするという不公平な結果になることは同居共財の不合理の一面である。このような不公平が客観的に顕著に存在するときには、骨肉の情もさることながら、家庭の不和ともなり規律の弛緩ともなる。そのような煩わしさを解消するために、または

未然に回避するために家産分割が行われる。特に兄弟の妻相互の感情の対立が家産分割の動機となりやすいことは、古今を通じて変わらぬ現象であった。なるべく長く同居共財を維持することが人々の理想とされ、道徳的に称揚されたことは事実である。他方、家族が多数になればやがては家が分かれ分かれになるということは、あたかも樹が成長すれば枝が分かれるのと同様に、自然のこととして是認されていたのである。

家産分割の際、同一世代の者の間にあっては、嫡（妻の子）庶（妾の子）を問わず均分を原則とした。すなわち、均分主義である。「分家」という言葉は、家産を均分主義を原則として兄弟に分けることを意味している。つまり、「同居共財」という関係を絶ったということの意味している、という⁽¹¹⁾。

そして、家産分割の行われる時点は、父母が生前に息子たちに家産分割を行っておくこともあるし、その死後まもなく行われることもある。相当の年数を経てから、そして極めて稀には三代四代の子孫に至って始めて行われることもある。ただ如何なる時点において行われるにしても、それは兄弟、兄弟死亡後は従兄弟のすべてについて一度に行わなければならない。一人ずつ順次に独立し分かれていくということはできない⁽¹²⁾。

中国の分家した後の長男の家は、他の兄弟とともに十分な資格をそなえた承継人として父を祭り父を継ぐ。基本的に財産均分の原則に基づき分割するが、ただ兄弟は祭るべき父が同じであるから、祭祀行事は共同で営まれることになる。この共同祭祀行事の中心に立つことが主祭であり、そのために分割相続の際、「長子分」「長孫分」という財産上若干の特別分を与える習慣がある⁽¹³⁾。

分家した各「房」が独立して、財産も平等に近い分配をし、別々の生活を営むことになる。その後「房」の中に新しい「房」が形成される。このように夫婦を基本単位の小型家庭が日増しに増加した結果、元のある元祖的存在である家庭から、しだいに「宗族」に拡大した。

このように、「同姓同族」の「宗族」の存在は、家庭と家庭の間にある種の横型の連係が存在することを意味する。そして、政治が変動したときでも、時代が変わった時でも、「宗族」はあたかも、永久性の社会組織のように存在した。

3.2 日本の分割相続制と長子単独相続制

中国語の「分家」は、家の財産を平等に分ける意味で、日本の「本家」に対しての「分家」の意味と違う。日本の場合、家系の出自が本家・分家の称の起るゆえんであって、封禄の由来は問うところでないというのである。本家と分家の関係は、制度的には分家は独立する建前であって、大名の分知の場合は大名・家老または旗本になることが多く、家臣の分家の場合も本家と同じように家臣となる例である。こうして本家・分家の間には封建的支配がなくても、よく観念的儀礼的上下関係が介在するので、これがややもすれば支配に進む傾向を持っていた。そのため、分家の家事に不都合が起こるようなときには幕府・大名は本家に命じて干渉処理させ、主従に準ずるような関係を生ずることがしばしばあった。幕府の命でもあって本家が分家を監督する例は少なくない⁽¹⁴⁾。つまり、日本の本家は、同族を統轄する特別な債務を負う権威を有する。中国の場合、相続についての届出・願出などの制度はここには一切存在しなかった。また、相続の際、兄弟二人以上の場合に、平等に家産分割が行われる。家産分割の行われる時点は、家父の死亡とは直接関係がない。

近世日本武家の相続は、被相続人の死亡と隠居という二つの原因によって開始する。相続原因の中に、圧倒的多数を占めたのは前者の死亡である。

相続の形態について、中国の「同居共財」と均等分割制があるのに対して、日本の場合には分割（分知）相続と長子単独相続という二種類があった。

今までの定説によると、近世初期には分知すなわち活発な新田開発などにより大名の実高は急上昇し、それに伴い家臣団への加増が相次ぎ、家臣の知行高は増加し、たとえ分知を行っても従来通りの生活水準を維持できたため、分割相続もかなり行われていた。また、二・三男など厄介者対策のための分知および嗣子不在の危機に備えて同姓親族の確保を目的として分割相続に踏み切ったこともあるし⁽¹⁵⁾、実子の救済策として行われる場合もあった⁽¹⁶⁾。例えば、

【史料1】

- 一 松平石見守様御先代御子無之、松平和泉守様 御養子被成候処、御出生在之候付、右御出生ヲ三千石御分知被成度、御願被成候処、御実子ヲ御家督被成、御養子ヲ分知ニ被成候様御差図在之

つまり、大名家では屢々養子を為し後に実子が生まれた場合に、その実子の為に、分知を願い出たことがあったらしい。しかし、この場合に幕府はかえって実子に家督を仰せ付け、養子に分知を与えた事例である。

このような例があるにはあるけれど、やはり少数で、あくまでも一部の有力大名に対する優遇対策であったといえる。なぜならば、養子をして跡式を決めた上は、実子ができても跡式を継がせないことを判例集や法規の類などに明記している⁽¹⁷⁾。ただし、養子に家名を相続させる以上、養父が実子に財産を分与して、分家させることは差し支えない⁽¹⁸⁾。

ところが、元禄～享保を境に、①実高が急に停滞し、家臣に加増を行う余裕はなく、家臣側も分知願も行わなくなった。②役高による職階制が成立すると、家禄相続の役高職に在職中の者が分知した場合、それによって不足した高は足高ないし役料によって補充せねばならず、財政窮乏の場合には分知願を許可しなくなった。③長子単独相続でも、家の石高も相続人と被相続人の相続条件に基づいたもので、例えば、嫡子または嫡子順位者が病身、虚弱また不行跡で、家督相続の上、“御奉公相勤むべき体”でないことを理由として願出ることを要した⁽¹⁹⁾。ということで、かならずしも、全額相続が保証されるとは限らない。そのため、分知はますますできなくなってきた。④子供が多くなると、家業に無益であるとともに、生活上大きな負担となる。武家だけではなく、都市の下層民の中でも、経済上の原因で、様々な措置を取っていた。例えば、江戸時代元禄期に、堕胎、間引き、捨子などの悲劇が全国的な現象となった。京都では捨て子養子制度が成立したほど深刻であった⁽²⁰⁾。

経済上有益であれば、人々はこれらのことをそれほど深く考えていなかったようである。彼らの意識の中で、家の利益が何よりも大事であった。非長子は、長子の不測の事態を防止するためにこの世に生まれてきたわけで、長子の不測事態がなければ、彼らの存在はそれほど重要ではなかった。長子さえいれば、彼らは永久的に厄介者であった。長子以外の男子達は、中国の二・三男の立場と違って、平等に財産をもらえず厄介者とされ、惨めな運命にあわされていた。そのため、部屋住で厄介者として一生を送るか、養子となるかと

いう運命が彼らを待っていたのである。武家の二・三男のほとんどは養子となっていた。長子単独相続によって家の経済力もある程度温存されていた。このように、中期以降かなり徹底した単独相続原則制が確立された。

中国人は、「多子多福」という伝統的な観念を重んじ、五男二女を最も理想とした。言い換えれば、中国人は宗族の利益を重視し、人が多ければ勢力も大きいことを好む。この観念は、「家」の経営を重視する日本人の観念と強烈な対比をなしている。

3.3 「当主」と「家長」の概念

まず、「家長」と「当家」という二つの概念を検討してみる必要がある。

中国の「家長」とは、家の一番の目上というだけの意味の言葉であって、誰かが就任すべき職位を意味する言葉ではない。「家長」になる理由は、祖先の財産継承管理の為ではなく、また祖先の祭祀を受け継ぐということのためでもなく、長輩だからということである。一家の「家長」はかならず年上の人でなければならない。長男は、父が生きている限り、「家長」になれない。長男は父母や長男より世代あるいは年齢が上の者（叔父たち）の無くなった場合に、「家長」となる。

「当家」とは家の管理実務に当たることを称して「当家（家に当たる）」という。すなわち、現に家を管理している人の意に他ならず、略して「当家」という。父が生きている間、普通「当家」をしているが、年をとって働けないとか仕事を好まない等の場合、「当家」を子供にさせることがある。すなわち、家父は「当家」であるけれども、年老いて実務を子に委任すれば、委任を受けた子が「当家」となる。父がいる限り子を「家長」と称することはできない。父が全財産の所有者であるという事実は、息子達を「分家」させない限り終生変えることができない。しかし「分家」という手段によらなくても、息子に家の管理を委任し、自らは事実上、隠退生活を楽しむことができる。これが、「老当家」と呼ばれる。当家させた子を「小当家」と呼ぶ。したがって、老当家と小当家と意見が違ふとき、老当家の意見に従うという、つまり実質的に家父は従来の地位を去るわけではない⁽²¹⁾。日本語の隠居にあたるような家父の隠退を指す特別な言葉はない。

両親とも死亡した場合、兄弟の家の「当主」が、甥より叔父が先、弟より兄が先、すなわち、尊卑長幼の順を追って当主になるのが普通であるけれども、先順位の者が能力に欠け、または仕事を好まないような場合に他の適任者を「当家」に立てることも珍しいことではない。「当家」は名義ではなく実務であるゆえ、その選定には何よりも能力が問題とされる。長男が「家長」で、その仕事を好まない場合に二男を「当主」にするケースもまれではない⁽²²⁾。

「家長」が名分に着目した言葉であるのに対して「当家」は実務に着目した言葉である。そして実際には家長と同一人物である。「家長」と呼ばれる立場にある者が当家として実務をとるのが普通であるけれども、他面、かならずしもそうでなければならないわけではない。

以上、滋賀秀三氏の研究に基づいて、中国の家相続の形態を簡単に説明した。ここで、特に留意しておかなければならないのは、中国の「家長」と「当主」の権限のことである。つまり、「家長」とは年齢上のことを指し、家の実権を握っている。「当主」とは、名義上、家の管理者であるが、「当主」の「家長」がいれば、「家長」の言うことに従う。「当家」

は年齢上、一番の「家長」であってはいじめて、名の通り家の「主」となる。

中国の「祖在則祖為長、父在則父為長」⁽²³⁾という状況と比べれば、日本の家父長権は終身的かつ永久不変のものではなかった。家の永続のために、家長権を強調すると同時に、家長に対する規範と制約も設けられた。家業を支える日本の「家長」は、「家」の中で絶大な権力を持ちながら、「家」に束縛される存在でもあった。「家長」たちは、「家」を預かる一時の代表であり、家産の管理人でもあった。彼らの任務は、父祖からの大事な「家」を子孫に伝えることである。「家長」といっても、実際には「家」のために生きていると言えよう。それ故、「家長」の気品と器量が何よりも重要視されていた。

日本近世の「家」相続において、最も特色があるのは、「隠居」と「強制隠居」である。中国人の観念の中で、隠居とは官を辞して退職したあと、「世間」を逃れて隠れ棲むということである。日本の隠居とは「家の長たるものが、一定の理由によって、その地位・権限・財産などを次の世代のものに譲り渡し、退隠の境界に入る行為をいう。転じては、このような行為を成し遂げた人物、その住む屋棟をもまた隠居と呼ぶ」⁽²⁴⁾という。さらに、隠居は二種類ある。一つは生理的隠居というもので、被相続人の疾病、老衰など身体的欠陥が挙げられる。もう一つは罪科隠居で、刑罰の一種として用いられたものである。すなわち、被相続人が行状不良で家督の任に堪えられぬとか、重大な落ち度のために家長権を剥奪されるとかの場合、主君から隠居を申し渡されたものである。これらの罪科隠居は家庭内における家督相続の強制というより、社会からの引退という対外的拘束が主たる狙い、とする見方であった⁽²⁵⁾。

中国の子を「当家」に立てることに關しては、日本の家族制度における「隠居」と本質的には異なることに注意しなければならない。「隠居」は「当主」名義の交替を意味するけれども、「当家」の語には名義という要素が含まれていない。「隠居」は本権の譲渡---相続の様式であるけれども、子を「当家」に立てることは家務の委任のみにとどまり、本権には変動を生じない。

日本の隠居制は「家長」に対してのある種の制約であり、中国「家長」の自然的な、至高的な地位と孝を重んずる意識とは強烈な対照を成している。それ故、日本の「家長」の絶対的な権威は任期制で、終身制ではなかったと言える⁽²⁶⁾。例えば、日本人の「家長」の気品と器量への重視は生物学上の父親としての意義をはるかに越えている。中国の「家長」の権威は、一家の長というより、むしろ彼は子供の父親からきたものである。父親或いは祖父は生まれつきの「家長」で、彼らが生きていさえすれば、この権威は付いてくる。しかし、日本の家父長制の下では、家族成員が「家長」に服従することを要求されるだけでなく、「家長」が自覚的にこの権威を守ることにも要求された。日本の「家長」は「家」の象徴と見なされたが、至高なのは「家長」本人ではなく、「家長権」である。中国の「家長」の権威は彼が父親であるということにあるのに対して、日本の父親の権威は彼が「家長」であるということにあった。そのため、日本の「家長」の責任は「家」の経営にある。それに対して、中国の「家長」の「家」の経営責任はそれほどなかったと言える。

4. 中日の養子制度

人格の相続を本質とする中国の家（狭義的家）には、もし、後継者が自然によって得られないときには、子孫の断絶を意味し、これこそが中国人の一番恐れていることである。

すなわち、祖先に対しての「不孝」である。不幸にして自然によって得られなかった場合に、いわば生命の接木を行って、息子が存すると同一現象的效果を確保しようとするのが養子の制度である⁽²⁷⁾。

それに対して、日本近世において武家の存続に関わる最重要課題は俸禄の再封である。しかも俸禄再封があるかどうかは、相続人によるものである。後継者がいなければ、俸禄が取り上げられ、家が断絶し、家名が断絶することを意味する。そして家名断絶は一定の社会関係の破滅を意味する。それ回避するため、擬制によって後継を設けなければならぬ。これが養子制度である。

両国において、養子制度が設けられていたが、相続の本質が異なる二つの国においては、当然養子制度に関しての相違が存在するわけである。

4.1 中国の養子制度

4.1.1 養子を「同宗昭穆」相当者のうちから選ぶ

中国では、歴代の立法に嗣子は選ばなければならない、そして養子を「同宗昭穆」相当者のうちから選ぶと規定されていた。

滋賀秀三の研究によれば、唐代には戸令のうちに、「無子者、聴養同宗於昭穆相当者」と、すなわち、子がなければ、「同宗」の「昭穆」（子と同じ世代）から相当者を養子することを許す。また、これに違反した場合の制裁を律の内に定め、異姓の男子を養子とすれば養父は徒刑一年、実父は笞（むち）五十、「昭穆」不相当者の者を養子とすれば違令の罪として笞五十を科し、いずれも縁組みは無効となったのである。さらに、明清時代には、「無子者、許令同宗昭穆相当之姪承継、先儘同父周親、次及大功小功思麻、如俱無、方許摺立遠房及同姓爲嗣、若立嗣之後却生子、其家産与原立子均分。」と規定し、滋賀秀三氏の解釈によれば、子がなければ、「同宗昭穆相当」の姪（日本の甥に当たる）に承継させることを許す。「同宗昭穆」は、先ず「同父周親」（兄弟）を優先とし、次いで「大功」（従兄弟）・「小功」（再従兄弟）・「思麻」（三従兄弟）に及ぼせ、もし皆なければ、はじめて「遠房」および「同姓」を選んで嗣とすることを許す。もしも立嗣の後に子が生まれたならば、家産を立てた嗣子と後に生まれた実子とで均分せよ⁽²⁸⁾、という。

中国では、「同宗昭穆」であることが嗣子選定の第一の要素である。つまり、実子と同世代の者でなければいけない。そのため、実子相続に次いで一番多く行われたのが男兄弟の息子すなわち甥による相続であった。

4.1.2 異姓不養の原則----三歳以下の棄児の場合は、異姓でもこれを収養。

まず、異姓養子による祖先祭祀が祭祀とはならない。それは、異姓養子をとることによって、幾世代かを経た後には、自然に同じ男系の血を分けた男女が、その事実を知らずに婚姻を結ぶかも知れず、「同宗」の同姓婚による「不殖」「不妊」の可能性が高いため、子孫の断絶をもたらす恐れがあったから⁽²⁹⁾。そのため、「家」の承継人は、あくまでも「同宗」者でなければならない。そして、異姓養子収容違反に対しては律によって処罰し、違法な嗣子は帰宗させ、改めて適格者を立てるべきものとしていた⁽³⁰⁾。ところが、明清では、三歳以下の棄児の場合は、異姓でもこれを収養し、子孫とすることを是認していたし、養家の姓に改めることができるという特殊な法令があった。がそれ以外の異姓養子は、改姓することが禁止されていた⁽³¹⁾。

ところが、祭祀承継者でなければ、異姓の収養も許容されていた。例えば、承継目的としない恩義的な異姓養子（中国語では義子）がないわけではなかった。祭祀承継者としての養子に関しては、あくまでも「異姓不養」制を厳しく取っていたが、嗣子として「同宗」の中に「昭穆」相当な者がいなければ、やむを得ず異姓養子を取る場合もあった。ただし、異姓は異姓としてその本姓を家譜に記し、「同宗」養子と区別されていた⁽³²⁾。

民間では、異姓養子を相続人にした場合もあったが、伝統中国の「家」の継承はやはり「同宗昭穆」を原則とし、異姓養子による相続はあくまでも異例であった。

4.2 日本の養子制度

日本近世武家の相続の特徴の一つは、近世中期以降、異姓養子が多くなつたことである。このような現象が生じたのは、まず養子の選定順位に関する幕府法によるものだと考えられる。

例えば、寛永9年（1632）『武士諸法度』においては、「筋目無き者」を養子にすることは許可しないといった程度の表現であったのが、寛文3年（1663）年「諸士法度」の18条⁽³³⁾には、次のように規定している。

【史料2】

（前略）向後は、同姓の弟、同甥同従弟、同又甥、又従弟、此内を以て相応之者を選べし、若同姓於無之ハ、入婿、娘方之孫、姉妹之子、種替之弟、此等ハ其父之人からにより可立之、自然右之内にても、可致養子者、於い無之ハ、達奉行所可請差図也

実子がいなければ、養子による相続を認めるが、養子選定の順位について具体的に明示している。まずは、同姓親族の内、弟・甥・従弟・又甥・又従弟という順位で、そして、入婿および娘方の孫・姉妹の子・種替りの弟という順位であった。要するに、養子を選定する際、同姓養子優先の原則に基づいたわけである。その以外の候補者については、「達奉行所、可受差図也」と奉行所の内意を伺ってから決めることになっていた。幕府はこの法令の中に武士に対して、養子を選定する際にあくまでも同姓養子優先の原則に基づくことを明示しているが、やむをえない場合の措置も取っていたことも看過できない。

鎌田浩氏の指摘したように、同姓養子優先の原則は、古代の律令継受の折に中国での「異姓不養」の原則を取り入れて以来の長い伝統を受け継いだものであるが、重要なことは、同姓に限っているわけではなく、異姓親族や場合によっては他人養子すら、条件付きながら認めた点である⁽³⁴⁾。はじめは例外的とされた他人養子が、時代を経るにつれて次第に多くなった。

4.2.1 同姓養子について

同姓といっても、日本と中国のそれとは意味が違う。

中国人の「姓」は属性である。直接個人に附された称呼である。それに対して、日本人の「姓」（苗字、名前）は「場」（field）である。「場」には二つの意味が含まれている。一つは場所を指している。例えば、「豊田」という地方では、「豊田」という苗字をつける人が多い。もう一つは社会的地位を意味している。苗字は本来は「家」に附された称呼であり、人はそれに属し、また「家」を継ぐ限りにおいてその名に与り且つこれを担うとい

う性質のものであった。日本の苗字（名前）はそれ自体が一定の社会関係を担うという性質を有していたため、原則として自由に変更できるのである。例えば、豊臣秀吉はその社会地位が小者→足輕→普通の武士→小大名→大大名→天下人までといった変化につれて、苗字も木下藤吉郎→羽柴秀吉→豊臣秀吉と変わっていた。はじめ無苗字であったのに苗字をつけ出世するにつれてそれを頻繁に変え、元の苗字を捨てなければ当然、苗字は複数となる。「家名」は「家」の社会地位を代表しているように、日本における苗字は、「それ自体が一定の社会関係を----しかも世代の交替を超えて永続的に----担うという性質を有していた。逆にいえば、一定の社会関係が存するところに、その帰属主体として名字という名が生ずるものであったということができる」⁽³⁵⁾という。このように、日本人の苗字そのものが血縁関係より社会的地位を示すものである。

中日の「同姓」に関する概念の違いによって、同じ同姓養子でも、選定上の違いも生じてくるわけである。

① 弟による相続

中田薫説によると、日本では被相続人に最も近い弟は、傍系親であるため相続権がなく、養子になる資格が認められなかったため、相続人に立てようがなかった。しかし、弟を養子として相続させることが例外の慣行からなっていたことから、この不合理が正されていた⁽³⁶⁾。日本近世武家における同姓養子相続の中で一番多く行われていたのは、弟を養子にする相続であった。

世代の「輩分」を重んずる中国人にとって、弟を養子にするということは非常に理解しがたいことである。弟を嗣子とすることを法律上厳しく禁止していた。ところが「以弟為子」という実例が全くなかったというわけではない。「昭穆」不相当の嗣子が立てられ、族人によって黙認されて事なく済むまで、官は干渉しようとするものではなかったけれども、一旦「以弟為子」をめぐるめ事が生じ訴訟となると、官の態度は概して厳格であった。死者の祭祀を絶やさないためにその遺志による「昭穆」不相当の嗣子を廃除して他に相当の者を探させ、もしなければ跡が絶えてもやむを得ないという法律上の厳しい手段を執るのが一般的であった⁽³⁷⁾。

自然な順位と「輩分」を重んじ、法律上で「以弟為子」を厳しく禁止していた中国と、弟を同姓のなかで血筋の一番近い養子候補として許されていた日本とは、対照的であった。弟を養子とすることは、日本の「一系的」家族観の現れで、まさに日本独特の相続形態といえよう。

② 甥による相続

日本近世において、甥による相続数が同姓養子の中に弟養子に次ぐ多く行われていた。

それに対して、中国では養子選定基準の第一要素である「同宗昭穆」に基づいて一番多く且つ一般的に行われていたのが甥による相続であった。

③ 孫による相続

「幕府法では、宝暦5年（1755）までは、祖父が嫡孫を跡式相続人に選定する場合に、猶古来の慣例に従って、これを養子に願出する者もあったが、同年12月の令は、嫡孫養子の願出に代って嫡孫承祖の願出を以てすべきこと」⁽³⁸⁾と規定され、その以後孫による相続は「嫡孫承祖」という形を取っていた。

中国では、孫による相続を「無子撫孫」「無子過孫」という。これまた、「昭穆」不相当

であって、少なくとも他に「昭穆相当」の適格者がいる限りは行いがたいのが一般的な習慣であったと思われる。清代の多くの族譜のうちには、やむを得ない場合に「無子継孫」を認め、その記載方法を凡例のうちに定めた者が少なくない。それによれば、孫輩の者が立嗣されればそれを「嗣孫」と称して孫の欄に記す。子の欄は空格としたり、「承兆」の二字で埋めたり線をひいてそのわけを注明したりする方法が採られた。場合によっては、子の欄に架空の名を記して形式を整えることも行われたようである。何れにせよ、「無子過孫」によって孫輩の者が族譜の記載の上で子輩に上ることは決してないように計られている。なお「無子撫孫」は親族会議大多数の同意を得なければ一般には許されなかった⁽³⁹⁾。

中国でいう同姓養子は、「同宗昭穆相当」すなわち、同じ宗族と同じ世代を基準として養子選ばれ、日本の同姓養子の姪（男兄弟の息子）に当たる。日本と比べて、中国の同姓養子の範囲は極めて狭い。

4.2.2 異姓養子について

江戸時代の武士社会には、実際に養子はどの程度の割合で行われていたか。

竹内利美氏が『寛政重修諸家譜』に載っている大名家について調べたところでは、初期の寛永元年（1624）から慶安4年（1651）までの平均では、全男子の中で他へ養子になった者は僅か8.2%にすぎなかったのが、寛保元年（1741）から寛政6年（1794）までの平均では31.3%にも増加している⁽⁴⁰⁾。谷口澄夫氏は、宝永5年（1708）の岡山藩について約三分の一が養子相続という史料を紹介している⁽⁴¹⁾。服藤弘司氏は、寛政～天保期の金沢藩について養子例が実子例を超え半数を占めるという異常な状況を呈していると指摘している⁽⁴²⁾。そして、筆者の調査では、彦根藩でも三分の一が養子相続であった。

以上の研究から、近世中期以降養子の増加は大名家だけではなく諸藩にもみられる現象だということが分かった。

これまでの研究成果と筆者の彦根藩に対しての調査研究に基づいて、養子増加は以下の原因によるものだと考えられる。

① 江戸時代中期以降の長子単独相続化

前に述べたように、江戸時代中期以降分知を可能にする経済的条件が失われたことによって、長子単独相続化になった。そのため、近世中期以降二・三男は他家の養子となる傾向があったと考えられる。

② 末期養子の解禁

末期養子とは重病危篤の際に及んで急ぎ願い出る養子のこと。初期には幕府をはじめ諸藩がほとんど末期養子を認めなかった。そのため、40歳前に死亡した無嗣の大名家の取りつぶしが多くなった。その結果としては、多くの浪人が大都市へ流入し、社会不安の増大を招いた。そして慶安4年（1651）年、由井正雪事件が起こった。幕府はこの事件を契機として、それまでの末期養子の全面禁止を緩和し、50才未満の者について解禁措置をとった⁽⁴³⁾。これも養子相続が増える一因となっていた。

③ 持参金養子の流行

松尾美恵子氏は近世武家の婚姻・養子と持参金との関係について、「婚姻・養子の相手は、その時々藩財政に左右され選ばれていた結果、交渉の如何によっては、身分不相応の取り組みがなされ、特に財政難の時には、持参金目当ての婚姻・養子がなされたとしている。そして持参金目当ての他姓養子は幕府施政が弛緩し、賄賂が横行、士道の退廃が著

しかった五代目綱吉治世末期から始まり、六代目家宣の正徳年代にはじめてこれに対する取り締まり令が発せられたが、その後決してこれが終焉せず、次第に流行した」と⁽⁴⁴⁾指摘した。

幕府は享保12年(1727)、安永3年(1774)、天保7年(1836)、嘉永6年(1853)にそれぞれ持参金付き養子の禁令⁽⁴⁵⁾を出していた。これらの禁令から持参金付き養子の風潮は全国的なものになったとみることができる。

中田薫氏は、宝暦8年(1758)の「御目見以上へ御目見以下他人養子者難成旨」という幕令を町人・百姓からの養子を禁ずると解釈し、ただし、医師等家業ある者のために特例を開き、家業に堪能にして且つ速成の見込みがある者であるならば、「御目見」以下の他人でもこれを養子に選ぶことを許していたと見ていた⁽⁴⁶⁾。

ところが、江戸時代中期以降富力を身につけた町人と、借上その他で実質俸禄カットに貧窮化を深めつつあった中堅以下の士分に対して、身分的峻別を維持しようとする強制は、その徹底を期し得なかったのである⁽⁴⁷⁾。

服藤氏は、旗本の窮乏から持参金当てに、他人養子が迎えられ、しかも、持参金の流行は、旗本だけではなく藩士のレベルにも及んだと指摘している⁽⁴⁸⁾。

田原昇氏も「近世初頭において、家臣統制の必要から、極力「他姓養子」を制限したが、中期以降になると、家臣の財政難から安易な改易が困難となり、寛大な態度へと移していったとしている。この結果、持参金目当の養子などが生じることとなる」⁽⁴⁹⁾と指摘した。

日本では、厄介者への対処としてのお金を持参して養子となる持参金養子が盛んに行われたが、中国では、このような養子縁組はなかった。

④ 遠類より人情の重視

林由紀子氏は、家族間の人情重視が「婿養子」と「外孫養子」増加の一つの原因だと指摘した。氏は、「同姓の又甥や又従弟のような遠い続きの者が、入婿や娘方孫、姉妹の子のような近い続きにあるものより優先する」という寛文3年令が父系主義に基づき、人情という家族のもつ自然な気持ちには反するものだと指摘し、そして、同姓とはいえ又甥や又従弟のような遠い続柄のものに「家」を継がせるよりは、自己の娘に婿をとって「家」を継がせたり、娘の生んだ孫に家督を譲ったりすることは人情だという見解も示した⁽⁵⁰⁾。

婿養子については、中日両国にもある相続形態の一種であるが、婿養子の地位から見ると、中国の従属的な弱い立場に比べて、日本の婿養子は断然家長的な存在であることが注目される。

⑤ 社会的な関係の重視

他家養子について田原昇氏は、単に血縁の親疎関係だけで量るものではなく、血縁関係と共に、養家と養子の実家との社会的な関係が問題視され、ときには、積極的に他家養子縁組を結ぶ場合もあったと指摘した⁽⁵¹⁾。

筆者は彦根藩家臣団相続実態の分析から、家臣は自家の内部事情より、藩主との主従関係・縁戚関係を優先させていたことが分かった。

例えば、横地修理家の七代目の義戴は2300石の家老で、3人の実子がいた。それでありながら、文化12年(1815)年4月24日、藩主(井伊直中)の「内意」によって、藩主の十二男である貞之介を相続養子として迎えていた。それについて、史料では次のように書かれている⁽⁵²⁾。

【史料3】

先達而御内意被仰出候通、此度貞之介様（井伊直中十二男）御儀、相続養子ニ被下置候間実子同様ニ相心得、女子ニ配偶為致幾可致相続

つまり、貞之介様を（七代目横地義戴の）婿養子として横地修理家を相続させるというのは藩主の「御内意」だということがわかった。

七代目義戴は病に倒れ、天保3年（1832）8月6日、義戴は実子の二男を貞之介の養子総領にしたいという願書を家老木俣に出したら、9月3日、願いの通りになったと宇津木下総が伝えた。同年9月29日、義戴が病死のため、養子貞之介が義戴知行2300石を全額相続した。弘化4年（1847）義致（貞之介）が病死後、七代目義戴の実子二男尚蔵（義方）が家を継いだ⁽⁵³⁾。

横地修理家の義戴は、実子が三人いるのに藩主の息子に「家」を相続させた。その後嫡男（熊之介）が貞之介の養子総領になって、後に横地熊十郎家の初代当主として分家したが、絶家となった。義戴の二男尚蔵が貞之介の養子総領となって家を相続し九代目となった。さらに、義戴の実子三男である松二郎は、尚蔵の弟養子となって十代目として「家」を相続した。

家臣に実子が三人いるにもかかわらず、藩主は自家の男子を相続養子として家臣家を継がせたことから、藩主は厄介者対処だけではなく、政略上の家中拡大を謀るために、家臣に擬制的な形を取っていたのではないかと考えられる。それに対して、家臣は藩主の息子を「家」の形式的な「当主」として迎え、むしろ歓迎だと考えられる。なぜかという、と、「家」の実権がなおその家臣にあるし、家格が藩主の息を迎えたことによって上ったからでもあった。

⑥ 幼少による「家」断絶・減知の回避

彦根藩では、嫡子の幼少による「家」断絶と減知を避けるために、中継養子相続が行われていた。嫡子が幼少の場合に、当主は一旦弟あるいは異姓養子の中継養子にし、そしてその嫡子の中継養子の順養子にする形が一番多かった。このように、二回の養子相続によって、筋目の正しさを果たすこともできたし、嫡子の幼少による「家」断絶と減知を避けることもできた。

例えば、中居十次兵衛家の場合、五代目光相が宝暦六年（1756）病死後、他姓養子である光晋（六代目大根田善五右衛門叔父）に「家」を継がせた。そして、光晋は明和元年（1764）願いの通り隠居を命じられ、家督400石の内300石を養家の弟（光相の倅）に譲った⁽⁵⁴⁾。光晋は相続してわずか八年で早期隠居を願い出た。筋目を尊重するためだと考えられる。

ところが、「家」を守るために一つの策略として現れた中継相続が、今までの研究で明らかになっていたように、中継養子は筋目を無視し、養家の嫡子に家督を譲らず、自分の実子に相続させたことがしばしばあった。これは、以後の家騒動の原因にもなっていた。

⑦ 資質の重視

中田薫氏は、知行の再発給の際に、受領側の資格について「徳川時代の俸禄相続法では、受封者たる被相続人もしくは相続人の利益より、封与者たる主君の公益が主要なる元素を形成し、封的勤務、すなわち、奉公を全うする能力の無い者には、俸禄受領の資格がなかったという。現に法定相続人たる嫡子でさえも病身或いは虚弱で将来家督を相続しても、奉

公勤務の能力がない者は廢嫡が許可された」⁽⁵⁵⁾と述べた。

彦根藩では、嫡子の行為が「不行跡」であれば、廢嫡される場合もあった。

例えば、三浦半蔵家の場合六代目元長は二人(大蔵四五六と和三郎)の実子がいるのに、文化5年(1809)他姓養子である元芳が元長の跡式350石を全額相続した⁽⁵⁶⁾。これは大蔵四五六と和三郎に不行跡があつて、家相続する資格がないと考えられたからである。たとえ筋目が正しいとはいえ当主になる資質がなければ、藩側からも認めないし、また親族側からも血筋より次期当主としての資質と奉公能力を期待する立場から、資質のある他姓養子に「家」を継がせたほうが「家」のためだと考えていたからであろう。

近世将軍と大名は家臣統制のため、特に家臣同志の私的な結合を禁止するため、「同族優先制」、「異姓不養」を原則としていた。一見、中国と同様に「異姓不養」を原則としていたが、日本近世の「異姓不養」制度はあくまでも建前であつて、相続人不在の時、身分制の枠組みを維持するために、家臣の「家」の存続と藩＝「お家」の安定のために、養子相続を認めていた。ただし、養子相続の場合は養子の「器用」と「能力」をより重要視していた。この点から、日本人の現実主義的な一面が見られる。そして、中国の血筋の純粹さを重視し、固く「異姓不養」という規範を守ってきた自然観とは対照的である。

おわりに

中日両国の「家」相続上の比較を通して、両方とも父系の血縁に基づき、そして、その内部では父権家長制による厳しい統治が行われていた点では、確かに類似点が見られるが、次のような差異も見られ、そして、これらの違いが現代へも多大な影響をもたらしてきた。

第一、「家」への認識の面において、近世武士の「家」を代表とする日本の「家」はひとつの経営体で、「家」の縦方向の発展を重視する。相続の本質は俸禄、家業、家名で、相続人の品格と才能をより重視し、血縁は相続の絶対条件ではない。養子制度が「家」相続制度の中でもっとも特徴のある制度である。中国の「家」相続は「人」(血統、遺伝子、姓)の相続で、「家」の横の連帯感を重視し、相続人と被相続人の血縁関係をより強調する。

日本武家社会では、相続の本質を家禄、家業とし、武士にとっての家業は奉公である。家業を維持することは家の永続を意味することである。それゆえ、武士が家業のために命を懸ける精神は道徳の至極と、人生の真意とされてきた。この家業の観念は伝統商人社会にも大きな影響を与えている。商売繁盛、子孫繁栄という家業の観念は、最高の価値とされ、それがまさに商人の資本累積の原動力となった。近代以降、「家」伝統の上に成り立った日本企業は、この家業の観念を継承し、企業のオーナーと雇員は企業を「お家」として見なし、企業の永続を最高の使命とすることができたのである。これこそ、日本企業の繁栄と発展の基礎であると言えよう。

日本人が血縁より家の永続を重んずることは、血縁による継承の唯一性と重要性を軽減させ、その上、肝心なときに気品と器用によって家業の継承者を選び、家業の永続と発展を保障したわけである。したがって日本には百年以上の企業と商店がよく見られる。

「家」の構成から見ると、日本の「家」は祖先から子孫までの一系によるもので、すなわち「直系家族」、「縦型家族」で、家督継承人以外の成員は、傍系として家に従属するしかなかった。武士の「家」を代表とする日本の「家」は、一つの経済共同体であり、一つ

の経営単位でもある。このような観念の下で、継承人の選択上では、「家」の利益のために、長幼の順序と血縁の絆より相続人の「気品」と「器量」を何よりも優先させた。それゆえ、家庭の中に非血縁関係の才能のある養子や婿が時として本当の家族よりも重要視されることさえあった。なぜかという、経済共同体としての「家」はその発展と利益を主要の目標とし、その目標を実現するには、長子単独相続制と養子制を取り入れ縦型の形態の家を形成させたからである。

日本人は「家名」によって、己の社会的地位を先祖の遺業の賜物であると思うことに対して、中国人は姓によって、己の体内にそして、同族の体内に生き続ける祖先の生命を感じたといえることができるであろう⁽⁵⁷⁾。

中国では、血縁は家族成員になれるかどうかの決定要因となる。婿による「家」の相続は想像し難いほどである。血縁伝承の重要性は家族の閉鎖的性格を深めた。そのうえ、たとえ優秀な家族でも、不肖な子孫のあることは免れない。中国でよく「富不過三代」と言われたように、財産分割だけではなく、相続人の個人の要素も含まれていた。この点は、中国家族の致命的な弱点である。それに対して、日本の養子制度は巧妙にこの問題を解決し、能力によって家と家族企業の継承人を選ぶことができたのである。そのため、日本の無数の歴史ある産業、伝統ある民俗芸術・民間工芸などは、今日まで残るわけである。しかし、中国はなかなかここまでやれない。血縁関係を強調しすぎたせいで、多くの先進的な生産技術、とくに手工業製造技術を押し広めることができず、伝承が絶えることさえもある。

第二、「家」の相続形態において、日本の長子単独相続制に対して、中国では財産均等分割を取っていた。

日本の長子単独相続そのものが、家の発展のために大きな役割を果たしている。長子が財産の全部あるいは大部分を相続する制度は、家族内部の不平等の根源となる一方、財産の分割による家業の衰えを防ぎ、さらに家族の富の蓄積に有利である。このような家産形態の下での資本は、日本の資本主義工業化初期の資本の累積の原型であり、明治前後の多数の家族企業が近代産業の基礎となった要因の一つでもあったと言えよう。

日本の長子単独相続制に対して中国は諸子均分制をとった。諸子均分制によって、祖父と父の代で蓄えた財産がやすやすと細分化される始末となった。多年の蓄積をあっという間に分散させ、家庭経済を永遠に「小農経済」（合作化以前の一世帯一戸が生産単位となり生産が個別に行われる農業経済）に終わらせるわけである。諸子均分制は、中国の経済の発展を甚だしく束縛したのである。

確かに、長子単独相続は兄弟間でも上下の立場を設け、人情を希薄化させる弱点があるが、「家」の発展に有利である点是否定できない。

（しん・しゅういつ 燕山大学外国学院日語系副教授）

(1) 石井良助『法制史 体系日本史叢書四』山川出版社、1979年、235－236頁。

(2) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年、52－54頁。

(3) 滋賀秀三『中国家族法の原理』、116－117頁。

(4) 滋賀秀三、前掲書、92頁。

(5) 中田薫『法制史論集』第一巻、岩波書店、1970年、492－493頁。

- (6) 石井良助「長子相続制」、日本評論社、1950年、95－96頁。
- (7) 服藤弘司「武士相続法」、『相続法の特質』創文社、1982年。
- (8) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』、成文堂、1970年、116頁。
- (9) 石井良助『法制史 体系日本史叢書四』、山川出版社、1979年、247頁。
- (10) 滋賀秀三、前掲、298頁。
- (11) 滋賀秀三、前掲書、54頁。
- (12) 滋賀秀三、前掲書、83－84頁。
- (13) 滋賀秀三、前掲書、252頁参照。
- (14) 福尾猛市郎、『日本家族制度史概説』吉川弘文館、1972年、155頁。
- (15) 服藤弘司、前掲書、198－200頁。
- (16) 中田薫『法制史論集』第Ⅰ巻、534頁、注解5。
- (17) 福尾猛市郎、前掲書、170頁。
- (18) 中田薫氏、前掲書、461頁。
- (19) 石井良助、前掲書、247頁。
- (20) 菅原憲二「老人と子供」、『岩波講座日本通史13近世3』岩波書店、1994年、334頁。
- (21) 滋賀秀三、前掲、298。「老当家和小当家和意見が違ふとき＝老当家の意見に従ふ」（慣行Ⅰ、270頁）
- (22) 滋賀秀三、前掲、295－302頁。
- (23) 《清律輯注》
- (24) 竹田旦「隠居」、進士慶幹編『江戸時代武士の生活』雄山閣出版、1989年、185頁。
- (25) 竹田、前掲書、188－190頁。
- (26) 尚会鵬「中日伝統家族制度比較研究」、『日本学刊』中国社会科学院日本研究所と中華日本学会、1991年、第四期。
- (27) 滋賀秀三『中国家族法の原理』、112－113頁。
- (28) 滋賀秀三、前掲書、313－314頁。
- (29) 滋賀秀三、前掲書、30－31頁。
- (30) 滋賀秀三、前掲書、313頁。
(明清律戸役・立嫡子違法条・条例一「其乞養異姓養子、以乱宗族者、杖六十、若以子与異姓人為嗣者、罪同、其子婦…若立嗣雖係同宗、而尊卑失序者、罪亦如之、其子亦歸宗、改立應繼之人）
- (31) 仁井田陞『中国身分法史』東京大学出版、1983年、804頁。
- (32) 仁井田陞『中国身分法史』、800頁。
- (33) 『御当家令条』9。
- (34) 鎌田浩「武士社会の養子—幕藩比較養子法」、大竹秀男・竹田旦・長谷川善計編『擬制された親子』、三省堂、1988年、84－85頁。
- (35) 滋賀秀三、前掲書、63頁、石井良助「長子相続制」100頁、同「概説」604頁。
- (36) 中田薫「養老律令前後の継嗣法」、『法制史論集』第一巻、100頁。
- (37) 滋賀氏、前掲書、317頁。
- (38) 中田氏、前掲書、384頁。
- (39) 滋賀氏、前掲書、318頁。
- (40) 竹内利美「長子相続慣行とその意義」、『講座家族』第5巻、1974年、326頁。
- (41) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』塙書房、1964年、444頁以下。
- (42) 服藤弘司、前掲書、342頁。
- (43) 鎌田浩「武士社会の養子—幕藩比較養子法」、大竹秀男・竹田旦・長谷川善計編『擬制された親子』、三省堂、1988年、72頁。
- (44) 松尾美恵子「近世武家の婚姻・養子と持参金」、『学習院史学』16、1980年。
- (45) 『徳川禁令考』前集第四、2281号、2316号。
- (46) 中田薫「徳川時代の養子法」、『法制史論集』第一巻、383－385頁。
- (47) 鎌田浩「武士社会の養子—幕藩比較養子法」、『擬制された親子---養子---』三省堂、1988年、82頁。
- (48) 服藤弘司、前掲書、1982年、330頁。
- (49) 田原昇「近世大名における養子相続と幕藩制社会「他家養子」を中心として一」、『史学』第六七巻、第Ⅱ号、1988年、125頁。
- (50) 林由紀子「近世武家のあり方—一家とその継承」、『歴史と地理』328、1982年、7頁。
- (51) 田原昇、前掲書。
- (52) 『侍中由緒帳』第2巻、338頁。

⁽⁵³⁾ 『侍中由緒帳』第2巻、351－352頁。

⁽⁵⁴⁾ 『侍中由緒帳』、第四巻、301頁。

⁽⁵⁵⁾ 中田薫、前掲書、497頁。

⁽⁵⁶⁾ 『侍中由緒帳』、第5巻、86－92頁。

⁽⁵⁷⁾ 滋賀秀三、前掲書、66頁。

礼記集説卷一曲礼上「永嘉戴氏雲、髮膚以上、皆親之体也、豈敢許友以死、粒粟糸以上、皆親之者也、豈敢私有共財、高者輕死、卑者重財、皆非純孝士」というような、中国人に顕著な非攻撃的非冒険的な自重の態度はここから生ずる。これに対して日本人は、君の馬前に討死した祖先の武功（業績）を思うが故に、己も身を鴻毛の軽きに比すということになりやすい。